

令和2年11月20日

第11回曾於市農業委員會總會議事録

曾於市農業委員會

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日
令和2年11月20日(金) 午前9時43分

2 場 所
曾於市役所 財部支所3階 大会議室(1・2・3)

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員
8番 ○○○○○ , 9番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日
令和2年11月20日(金) 午前11時22分

令和2年第11回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第 94号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第 95号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第 96号 農地法第4条による許可申請について

議案第 97号 農地法第5条による許可申請について

議案第 98号 非農地証明願いについて

議案第 99号 農用地等のあっせんについて

議案第 100号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第 101号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第 102号 耕作放棄地に係る非農地認定について

議案第 103号 農地等の利用の最適化に関する指針について

(2) 報告第 11号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和2年第11回農業委員会総会

令和2年11月20日（金） 午前9時43分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第11回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。

8番〇〇〇〇〇〇委員、9番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第94号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは1ページになります。議案第94号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉110号土地の所在地が末吉町深川末別府原下〇〇〇〇〇〇他2筆、地目は畑と田で、合計面積5,671㎡です。譲渡人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇です。理由につきましては、経営拡張です。他13件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉110号について、10月28日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷や野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉111号について、11月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続いて、受理番号末吉112号ですが、11月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、この田は、1枚になっておりました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉113号について、11月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、5年前に柚子を作付けし、昨年から出荷し、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 114 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件につきましては、受人の住所が都城市ですが、申請地までは、車で 2 分程度ですので通作距離については支障ありません。農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 115 号について、11 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。渡人と受人は、親戚の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田は水稻、畑は飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 116 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件については、議案第 100 号大隅 371 号と同時申請となっております。地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査しました。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 117 号について、11 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、申請地は、旧財部町で道路用地として購入しましたが、事業が実施されず、今回、東側の○○○○○、○○○○○を市が購入する事に対し交換するものです。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 118 号・財部 119 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。まず、財部 118 号については、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、○○○○○推進委員と調査致しました。続きまして、財部 119 号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、○○○○○推進委員と調査致しました。どちらの案件についても、贈与となっておりますが、他人であります。渡人の○○○○○さんが、両親を早くに亡くされて、受人の二人が 20 年以上耕作されており、本人も加治木町に住まれており、帰って来られる予定も無いという事で、是非貰ってくれと要望があったようです。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 120 号・財部 121 号について、11 月 12 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題ははありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であります。A 判定の農地ですので、ちゃんと植えるのかと押し問答がありました。本人は、

ちゃんと植えるとの事でした。周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、財部121号について、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員(○○○○○)

受理番号財部122号・財部123号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。まず、122号から報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、イタリア野菜を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、財部123号について報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人は、渡人の娘の婿になります。以上で調査報告を終わります。

○議長(○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第94号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第95号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局(○○○○○局長)

それでは4ページになります。議案第95号について、ご説明致します。受理番号大隅44号、土地の所在地は、大隅町月野内鍋○○○○○他1筆で、地目は田で、合計面積1,565㎡です。申請人は、大隅町岩川の○○○○○で、所有者は、同一の○○○○○です。転用目的は、編入です。変更理由は、県営中山間地域農業農村整備事業の計画区域に申請する為という事です。変更区分は、編入です。他1件です。よろしくお願ひ致します。

○議長(○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2番委員(○○○○○)

受理番号大隅44号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、岡元自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路、西が田・水路・山林、南が道路・山林、北が田・道路であります。目的実現の確実性は、申請地は、現在牧草を栽培しており、編入許可後は、水田地帯の一角を担うものとなり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、田2筆の1,565㎡を編入するもので、周囲を含めて10ha超の集団性もあり適当と思われま。排水等については、雨水のみ自然流下しますので問題ありません。被害防除につきましては、特に問題はないと思われま。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。

はい

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第97号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第98号非農地証明願いについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは8ページになります。議案第98号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉6号土地の所在地が、末吉町二之方高尾○○○○○、地目は畑で、面積1,577㎡です。申請人は、末吉町新町の○○○○○で、経緯につきましては、平成7年頃、貸家を7棟建築してしまいましたという事で理由書が添付されております。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（○○○○○）

受理番号末吉6号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、新高尾自治会にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が道路を挟んで畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地の南側は、農地ではありますが、雨水等の流れ込みはなく影響ありません。その他、農地法上問題点は、特に問題ありません。土地については、建築20年以上経過しております。調査結果の総合意見は、平成7年に申請者が建築したもので、現在、貸家として利用中です。ついては、建築後20年以上経過しており、農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査日は11月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号末吉7号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、前川西自治会にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地の南側は農地ではありますが排水等の流れ込み等はなく、影響はありません。その他、農地法上特に問題は、ありません。建物については、昭和47年に建築されており、建築20年以上経過し、理由書を添付してあります。調査結果の総合意見は、昭和47年に建築したもので、現在、建築後20年以上経過し、農地に復元する事は、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査日は11月10日で、調査員は私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

補足説明資料の74ページですが、貸家が7棟建っておりますが、家が18坪、駐車場が狭いし、

20年経過していますが、入居率はどうか不安になってお伺いします。

○13番委員（○○○○○）

古いので全室は、入っておりませんでした。ただ、場所的には、その区画の中に駐車場も完備されておりまして。言われるように古いのでこれから入居率は、心配されることはありません。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○10番委員（○○○○○）

はい

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

この受理番号7号ですが、申請する理由は何だったのでしょうか。

○13番委員（○○○○○）

年を取っているので、亡くなる前に無断転用をしっかりとっておきたいという事でした。

○4番委員（○○○○○）

私のパトロールの地域で、毎年無断転用で上げていますが、それで転用するという事になったのかと思ったところでした。無断転用に対しての対策をしてほしいという意見を踏まえて終わります。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第98号非農地証明願いについては、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり許可致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第99号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは9ページになります。議案第99号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉85号申出者が末吉町二之方の○○○○○で、申出地の所在が末吉町二之方上五反田○○○○○他4筆で、地目は田、面積合計1,782㎡です。申出の内容は、売りたい、貸したいです。他5件です。よろしく申し上げます。

○議長（○○○○○会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉85については5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉86については、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉87については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉88については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅89については、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部90については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。よろしく申し上げます。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉72号は、継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉 75 号は、打切でお願いします。

○10 番委員 (○○○○○)

大隅 76 号は、農道ががけ崩れですので、一端打切でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 77 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 79 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 80 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 81 号は、継続でお願いします。

○ 9 番委員 (○○○○○)

大隅 82 号・83 号・84 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 38 分)

(再開：午前 10 時 48 分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開致します。次に議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満財部 90・財部 91、新規 10 年以上財部 291・財部 292 を除いて議題と致します。

本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定については申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満財部 90・財部 91 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満財部 90・財部 91 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 291・財部 292 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

○○○○○さんのご両親なのかなと思いますが確認です。

○事務局 (○○○○○局長)

両親です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 100 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 10 年以上財部 291・財部 292 につい

ては申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第101号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第101号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは、利用権の設定状況集計表になります。11月分利用権設定の新規は、田が21筆で面積21,587㎡、畑が86筆で面積189,046㎡、計107筆で面積210,633㎡、件数は49件でございます。再設定は、田が9筆で面積15,385㎡、畑が68筆で面積132,644㎡、計77筆で面積148,029㎡、件数は36件でございます。所有権移転については、田が21筆で面積19,089㎡、畑が14筆で面積24,647㎡、計35筆で面積43,736㎡、件数は13件でございます。合計しますと219筆で面積402,398㎡、件数は98件となっております。以上でございます。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第102号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

別冊になります。ご説明致します。皆さん方が農地パトロールで回って頂いた結果を事務局の方で整理させて頂きました。左側上段からですが、末吉地区の田ですが、8筆の4,083㎡、中段大隅地区の田ですが、188筆の209,933㎡、下段財部地区の田ですが、174筆の218,934㎡です。その右側になります。上段末吉地区の畑ですが、22筆の11,043㎡、中段大隅地区の畑、278筆の380,510㎡、下段財部地区の畑、56筆の62,353㎡です。一番右側ですが、地目毎の曾於市全体で、田370筆の面積432,950㎡、畑356筆の面積453,906㎡、合計しますと726筆の面積886,855㎡です。今回の農地パトロール後に事務局で整理し、今回、耕作放棄地として12月末に非農地通知として発送する予定であります。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただいま説明しましたが質疑・意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3番委員 (○○○○○)

相当な面積が非農地になるようですが、解っていたら、残りの耕作面積を教えてください。

○事務局（○○○○○局長）

5年程前から非農地通知を出しておりますが、非農地を出した面積は、今回を含めて1,600ha程になるところです。耕作面積については、整理し次第報告致します。申し訳ございません。

○3番委員（○○○○○）

解った時点でお願いします。

○事務局（○○○○○局長）

わかりました。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

大隅町は、特に多いですが、原因が解れば教えてください。

○10番委員（○○○○○）

大隅町が多いというのは、私もびっくりしたんですが、どうしても谷が多くて日陰が多いという事、イノシシ等で植え付けても壊滅状態というような事等が主な原因です。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

登記地目に田・雑種地・山林・原野となっているのは、現在の登記ですよ。昔は、田であったのか。その前は、山林だったとかが含まれているという事ですか。

○事務局（○○○○○局長）

登記地目は、山林・雑種地・宅地等になってますが、現況でいきますので現況は、農地だという事になります。今回の非農地通知については、元々登記が山林・雑種地・宅地等については、非農地通知も出しません。農家台帳から農地ではないという処理をするだけになります。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○4番委員（○○○○○）

先程、○○○○○係長と話をしましたが、末吉で1筆もれがあるようです。その場合、来月の総会に議案として出して貰えるのか伺います。

○事務局（○○○○○局長）

もれがあった場合は、来月の総会に非農地の議案として上げさせて頂きたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第102号耕作放棄地に係る非農地認定については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第103号農地等の利用の最適化に関する指針についてを議題と致します。事務局次長

に説明させます。

○事務局（○○○○○次長）

内容説明

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明しましたが質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 103 号農地等の利用の最適化に関する指針については、申し出のとおり許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり許可致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に報告第 11 号合意解約等の報告については、総会資料の 32 ページから 38 ページですのでご覧下さい。

○議長（山○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○2 番委員（○○○○○）

中間管理の合意解約について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○10 番委員（○○○○○）

農政部会について

○14 番委員（○○○○○）

農地部会について

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和 2 年第 11 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 2 年 11 月 20 日（金） 午前 11 時 22 分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員